

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 31 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 33 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 46 条第 2 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 46 条第 3 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、

同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（第2項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第85条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第85条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第11条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条」を加える。

附則第11条の2第9項中「3分の2」を「4分の3」に改める。

附則第18条の10中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第

61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第18条の23（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第19条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第21条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 国立市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第16条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「第603条第3項」を「、第603条第3項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第17条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第20条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第28条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第28条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第43条第10項から第12項まで」を「第43条第9項から第16項まで」に改める。

第28条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第43条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第

34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第43条の3第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、

「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第44条第4項から第6項までを削る。

第85条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第11条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第11条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第18条の10中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第31条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第 32 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中国立市市税賦課徴収条例第 46 条の改正規定並びに同条例附則第 11 条、第 11 条の 2、第 18 条の 10、第 18 条の 23 及び第 19 条の 3 の改正規定並びに附則第 4 条及び第 7 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中国立市市税賦課徴収条例第 85 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 5 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日
- (3) 第 1 条中国立市市税賦課徴収条例第 21 条第 1 項第 2 号、第 31 条の 2 及び第 33 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 4 条の 2 及び第 5 条第 1 項の改正規定並びに第 2 条中国立市市税賦課徴収条例附則第 11 条、第 11 条の 2 及び第 18 条の 10 の改正規定並びに同条例附則第 30 条の次に 2 条を加える改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (4) 第 2 条中国立市市税賦課徴収条例第 85 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
- (5) 第 2 条（前 2 号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日
- (6) 第 1 条中国立市市税賦課徴収条例附則第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第 4 条の 2 の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施

行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 2 1 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)、第 3 1 条の 2 及び第 3 3 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 3 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額 (地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (以下「旧法」という。) 第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦 (旧法第 3 1 4 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。) 又は旧法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号に規定する寡夫である国立市市税賦課徴収条例第 2 0 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

3 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び次項において「5 号施行日」という。) 以後に開始する事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 3 条の規定 (同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。) による改正前の法人税法 (以下この項及び次項において「4 年旧法人税法」という。) 第 2 条第 1 2 号の 7 に規定する連結子法人 (次項において「連結子法人」という。) の連結親法人事業年度 (4 年旧法人税法第 1 5 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。) が 5 号施行日前に開始した事業年度を除く。) 分の法人の市民税について適用する。

4 5 号施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税及び 5 号施行日前に開始した連結事業年度 (4 年旧法人税法第 1 5 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が 5 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に係る経過措置)

第 4 条 新条例第 4 6 条第 2 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 4 6 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 6 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 7 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 8 条の 1 0 の規定の適用については、同項中「、第 4 7 項若しくは第 4 8 項」とあるのは、「若しくは第 4 7 項」とする。